

# アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業の選考方法について

平成30年7月20日  
文化庁次長決定  
平成31年2月6日  
令和3年1月21日  
一部改正

## 1 書類審査

企画の選考に当たっては、提出された企画提案書等の書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準による6段階で審査する。ただし、審査項目⑥の第2項目（⑥ーコ）については、下記の得点基準とは別に、別表に基づき評価する。

審査委員会の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

### (1) 得点基準

とても優れている＝10点　優れている＝8点　やや優れている＝6点  
普通＝5点　劣っている＝3点　とても劣っている＝1点

### (2) 審査項目

#### ①事業趣旨の理解及び使用する音声資料の妥当性

- ア 事業の趣旨を理解していること。
- イ 事業の趣旨にかなう、実現可能な具体性及び段階性を持った取組内容であること。
- ウ 使用する音声資料が、取組の内容に対して適切に選ばれていること。

#### ②権利者との関係

- エ 音声資料を使用し、先々公開するに当たり、権利者との間で適切に調整が行われていること又は行われること。

#### ③実施体制

- オ 取組の実施に必要な人員及び組織体制が整い、非公開情報の守秘義務の徹底が適切であること。
- カ 地方公共団体や企業、学識経験者など、取組の実施に必要な関係機関及び関係者との連携体制がとられるようになっていること。

#### ④成果の検証方法

- キ 成果の検証方法が、今後の取組に活用できるものであること。

#### ⑤経費の妥当性

- ク 取組の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

#### ⑥その他

- ケ 取組にとって有効な提案や有益な情報（類似の取組の実績などを含む。）が示されていること。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定等を受けていること。

(3) 書類審査における選考

書類審査において、審査委員会の委員の半数以上が1点とした審査項目（審査項目⑥の第2項目を除く。）が一つ以上ある企画については、不合格とする。

2 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。

審査委員会においては、得点の高いものからアイヌ語の音声資料の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

ただし、選考する企画について、審査委員会による修正意見を付して条件付きで選考する場合や委託業務見積書に記載された合計額より低い額でもって選考する場合がある。

《別表》

評価項目	最高点	評価基準及び配点					
		とても優れている	優れている	やや優れている	普通	劣っている	とても劣っている
①ーア ①ーイ ①ーウ ②ーエ ③ーオ ③ーカ ④ーキ ⑤ーク ⑥ーケ	10	10	8	6	5	3	1
⑥ーコ	5	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。					
		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)					
		・1段階目(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) 1点					
		・2段階目(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) 2点					
		・3段階目 3点					
		・プラチナえるぼし認定 5点					
		・行動計画(*) 0.5点					
		*女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。					
		○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)					
		・(旧)くるみん認定 1点					
・(新)くるみん認定 1.5点							
・プラチナくるみん認定 2点							
○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定							
・ユースエール認定 2点							
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。							

3 審査の要領

アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されてい

る内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁国語課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行いつつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引がありかつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の①から⑥に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、⑦に該当する場合、文化庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁国語課に報告しなければならない。

2 文化庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。